

令和5年12月

上天草市農業委員会会議録

令和5年12月12日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和5年12月12日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 書庫棟2階会議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第 7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第 8 報告第1号 農地形状変更届について
- 日程第 9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

| | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|----|--------|----|-------|
| 会長 | 山口 勝喜 | 職務代理者 | 蓮田 治住 | 2番 | 松岡 健二郎 | 4番 | 磯田 清俊 |
| 5番 | 岩崎 國重 | 6番 | 吉本 均 | 7番 | 岩本 俊治 | 8番 | 源 義通 |
| 9番 | 松本 光義 | 10番 | 濱崎 顯爾 | | | | |

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 徳渕 麻子 主事 池林 真斗
会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

3番 水野 武晴

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和5年12月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

早いもので師走となり、今年も残りわずかとなりました。年の瀬を控え何かと忙しく、また、慌ただしくなる時期でございますが、体調管理に気をつけて、事故などなく、新しい年を迎えていただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日も慎重な審議のほど、どうぞよろしく願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

議事録署名委員の指名を行います。9番、松本委員、10番、瀨崎委員、よろしくをお願いします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。本案につきましては、農地形状変更届の受理である報告第1号1番、同じく2番と関連していますので、一括して審議を行います。

まず、議案第1号1番と報告第1号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第1号についてと報告第1号1番について、売買により取得した後、盛土を行い、田から畑へ形状変更をする計画に伴う申請であるため、併せて説明いたします。

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番△外1筆、地目は田及び畑、面積合計1,700㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北西の方向、直線距離で約1.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が現在は0㎡です。労働力は2、農機具等はありません。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得し、形状変更を完了後、全ての農地を利用することです。また、通作距離は徒歩2、3分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのことです。よって、この要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、レタス、トウモロコシ、長ネギ等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

続いて、同じ農地の形状変更について、報告第1号、番号1番です。議案は13ページとなります。

届出事由は、湿地帯であることから耕作放棄されている農地をかき上げて、畑として利用するためとのこと。この農地についての説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

昨日は雨の中、現地確認、お疲れさまでございました。4番、磯田が説明いたします。

まず、1号の1番について説明いたします。申請人は船員の方ですけれども、その奥様とお母様が耕作予定ということで、譲渡人については、85歳の高齢者ですが現役でぼちぼちやっておられます。3、4年ぐらい前は田んぼも作付されておりましたけれども、後継者もない高齢、しかも作付条件が非常に悪いということで草が生い茂り、そういうときに売買の話がありまして、荒れておくよりも売買して作ってもらったほうが良いという判断だったそうです。1号の1番については以上です。

引き続き、議案13ページ、報告第1号の1番について説明いたします。

土地については、道路より1mあまりぐらい低いということで、これに作付するというのは非常に難しいので形状変更し、畑の状態にしたところで作付をしたいという考えだそうです。先ほど事務局から説明はありましたけれども、農機具等を所有しておられないということで、形状変更が終わった後に專業野菜農家の方に3分の2程度の土地でレタスとかトウモロコシを作ってもらって、残った土地を自分が家庭菜園として作る計画のようです。排水については、画面ではなかなか分かりませんが、土管といますか排水溝がありまして、そちらへ水が流れます。形状変更の高さは、(画面の)向こう側の道路の高さにしたいと言われております。以上です。

議長(山口)

ありがとうございました。

続きまして、報告第1号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局(徳淵)

報告第1号、番号2番について説明いたします。議案は先の報告と同じく13ページです。

届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番、地目は田、面積2,328㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は24～25ページのとおりで、○○○○○から北西の方向、直線距離で約2.3kmの辺りに位置しております。届出事由は、湿地帯であることから耕作放棄されていた同地を、かさ上げして畑として利用するためとのことです。説明は以上です。

議長(山口)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員(山口)

報告第1号2番について、補足説明をいたします。

ただいま事務局から説明がありましたように、当地も先ほどの申請者と同じ人です。奥様の名前で申請となっております。10数年前までお父様が当地に水田を作付されておりましたが、亡くなられた後、今、聞いてのとおり荒廃地となっております。先ほどの土地と同じように、埋立てをして、後で畑を作付するというような計画を立てています。近隣の人たちの同意書も提出されております。ご審議をお願いいたします。

議長(山口)

ありがとうございました。ただいま議案第1号1番の説明及び報告第1号1番、2番の農地形状変更届の説明が終わりましたがけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

推進委員(松岡)

面積が結構広いんですけども、この土はどこから持ってこられる予定でしょうか。

4番(磯田)

昨日、申請者と話しておりましたが、今の時点でこの土を持ってきて、すぐ入れるというふうにはまだ決まっていないうですけれども、1年のうちには建設業の方といろいろ話して、廃土が見つかり次第入れるというようなことをおっしゃっておられました。

議長(山口)

松岡委員、いかがですか。

推進委員(松岡)

はい、分かりました。

(異議なし の声あり)

議長(山口)

ご異議ございませんので、議案第1号1番につきましては申請どおり承認することに決定し、報告第1号1番、2番、農地形状変更届につきましては報告どおりといたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局(徳淵)

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番△、地目は畑、面積355㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向約100mの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は店舗用地で、資金計画では、自己資金が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、〇〇〇〇〇から300m以内に位置するため、第3種農地と判断いたします。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝に排水し、雨水は溜枡に集水後、敷地北側の水路に排水するとのことです。造成中の被害防除については、周囲への悪影響はなく、また、完成後も、万一被害が生じた場合には申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長(山口)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員(二宮)

議案第2号1番について、推進委員の二宮が説明します。

農地の場所は、〇〇本所の近くにありまして、長年耕作はされていなかったということです。申請人は、数年前から物件を何件か探してらっしゃったということですが、所有者と条件面で折り合わなかったということですが、今般、農地の所有者と話合いができて申請に至ったということです。申請人は長年の夢であるカフェをオープンできるということで、非常に喜んでいらっしゃいます。審議をよろしく申し上げます。

議長(山口)

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長(山口)

何もないようでございますので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局(徳淵)

議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページです。

申請人は大阪市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番△、地目は畑、面積245㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向約1.0kmの辺りに位置しております。本案件は、現地確認の際に次の2点が判明したため、申請者に再度の現状確認をお願いいたしました。

1、従来、駐車場として利用されていたという認識の下、売買契約が成立したにもかかわらず、1筆のうちの半分以上が崖の上にあること。

2、所有者、旧借主、今回の申請者の知らない人間が同地を管理している形跡があり、使用权の確認が必要であること。

以上の2点が発覚したため、申請者に対し、再度の現状確認をお願いしているところです。よって、来月の総会に持ち越しといたたく考えております。以上です。

議長(山口)

ありがとうございました。2番につきましては、事務局の説明のとおり、来月以降の総会に持ち越しということで、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局(徳淵)

議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページです。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□

△△△△番△外1筆、地目は畑、面積457㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約3.1kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費と建築費等の合計が約△△△△万円であり、資金計画では融資の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われまます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意と隣接農地所有者の同意を確認しています。給排水計画については、給水は上水道、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝へ排水し、雨水は溜桝に集水後、既設の西側水路へ排水します。造成中の被害防除については、大規模な造成工事は必要なく、また、完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合は申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本）

6番、吉本が説明いたします。

本議案は、先に事務局からもご説明がありましたが、昨日、関係者による現地調査を行いました。申請事由は売買による所有権の移転で、売り手の方は現在、大阪市に在住されておられ、買い手の方は地元です。目的は、個人住宅の新築と駐車場でありましたので、生活給排水系統などを確認し、同意書等もそろっており、特に問題はないかと思われまますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号4番です。議案は同じく4ページです。

申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□△△△△番△△、地目は畑、面積39㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、

〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約3.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は土地購入費が△△万円ですが、既に自己資金にて決済済みであることから、問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は西側既設側溝へと排水します。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、ありません。

また、補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、顛末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（吉本）

吉本が説明いたします。

本議案は、先に事務局からもご説明がありましたが、昨日、関係者による現地調査を行いました。申請事由は売買による所有権の移転で、売り手の方は、現在、島根県に在住されておられ、買い手の方は地元です。目的は、約11坪ぐらいの土地ではありますが、駐車場にしたいとのことで、同意書等もそろっており、特に問題はないかと思われれますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号5番です。議案は5ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△外1筆、地目は田、面積433㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約9.1kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画について、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費と建築費用等の合計が約△△△△万円であり、資

金計画では融資の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われま
す。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種
農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区
の排水同意と隣接農地所有者の同意を確認しています。給排水計画については、
給水は上水道、排水については、生活雑排水及び汚水は下水道を利用し、雨水は
自然排水します。造成中の被害防除については、大規模な造成工事は必要なく、
また、完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合は申請人
が責任を持って対応するとのこと。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡）

2番の松岡が説明申し上げます。

昨日、雨の中、現地確認ご苦労さまでございました。周りについては、ここ1
0何年間、耕作放棄地でありますし、汚水については下水道ということで、何も
問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さ
ん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定
します。

続きまして、6番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号6番です。議案は同じく5ページです。

まず、議案の内容について訂正させてください。第2種農地と記載してありま
すが、第3種農地です。申し訳ございません。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△
△△番△、地目は畑、面積270㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は1
4～15ページのとおりで、○○○○から南の方向、直線距離で約9.7kmの辺
りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅
で、事業資金は土地購入費と建築費等の合計が約△△△△万円であり、資金計画
では融資の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われま
す。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、水道、下水道の敷設された道路沿道に位置し、500m以内に〇〇小学校及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意と隣接農地所有者の同意を確認しています。給排水計画については、給水は上水道、排水については、生活雑排水及び汚水は下水道を利用し、雨水は自然排水します。造成中の被害防除については、造成工事は最小限にとどめ、また、完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合は申請人が誠意を持って対応するとのこと。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡）

2番の松岡が説明申し上げます。

事務局からも説明がありましたけれども、今回の住宅については、学校に近いということで建設されるそうです。特に問題もないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま6番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

何もご異議ございませんので、6番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、7番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号7番です。議案は同じく5ページです。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番△△外3筆、地目は田及び畑、面積合計1,246㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場で、事業資金は土地購入費と造成費の合計が約△△△万円であり、資金計画では自己資金額が事業資金を上回っているため、問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、300mの範囲内に〇〇〇〇が存在するため、第3種農地と判断いたします。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水が必要なく、排水については、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は周囲の道路及び水路へ排水します。造成

中の被害防除については、大規模な造成工事は必要なく、また、完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合には申請人が誠意を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡） 2番の松岡が説明申し上げます。

（画面を）見てのとおり、周りは耕作放棄地で木が植わっている状況です。資材置場ということで、雨水は側溝に流すということです。何の問題もないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま7番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、7番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、8番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第2号、番号8番です。議案は同じく5ページです。

申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□□□△△△△番△、地目は畑、面積134㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地購入費と建築費等の合計が約△△△△万円であり、資金計画では自己資金額が事業資金を上回っているため、問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は上水道、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝へ排水し、雨水は溜桝に集水後、水路に排水します。造成中の被害防除については、造成工事は最小限にとどめ、また、完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合には申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番(源)

議案2号の8番について、席番8番の源より説明申し上げます。

本件は松島町合津の□□にある海水浴場の近くで、現在のところ、図面18ページをご覧くださいますと、この下のほうの広いところが海水浴場の駐車場、その上側が道路です。道路と駐車場の間の狭い土地ですが、申請人が熊本市の方で、ここに別荘を建てて釣りなどを楽しみたいということで申請が上がっております。地元との話合いが若干増えておりますが、当事者で問題が出た場合は解決されるものと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(山口)

ありがとうございました。ただいま8番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長(山口)

ご異議ございませんので、8番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農用地利用集積計画(案)について

議長(山口)

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画(案)について。事務局から説明をお願いします。

事務局(池林)

議案第3号、農用地利用集積計画(案)について、議案は7ページから8ページになります。

今回の集積計画は、利用権の設定が3件となっております。計画内容は、利用権を設定する人3名、利用権の設定を受ける人3名、利用権設定合計面積1万1,486㎡となっております。説明は以上です。

議長(山口)

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長(山口)

ご異議ございませんので、議案第3号につきましても原案どおり承認することに決定します。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長（山口）

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は10ページになります。

まず、農用地利用集積等促進計画についてご説明します。令和5年3月まで農地の貸し借りをを行うために、利用権というものを個人個人で設定することができましたが、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、利用権の設定を行うためには、必ず農地中間管理機構を通すこととなりました。

この農地中間管理機構を通した農地の貸し借りは、これまで農用地利用集積計画という計画を作成して、総会で審議をしたり、各庁舎で掲示するなどして行う公告という作業を行っていましたが、この集積計画が法律の改正により農用地利用集積等促進計画という計画に変わります。

促進計画では県による認可や公告が必要になりますが、農業委員会の総会で審議することについては変わりありませんので、皆様にはこれまでどおり貸し借りについて問題がないかを判断していただくこととなります。

集積計画から促進計画への移行期間は、法律が施行された令和5年4月から2年間を計画期間として定められておりますが、熊本県の方針として、新規で貸し借りをを行う場合は、これまでどおり集積計画で、契約の更新や再配分、利用権移転については、促進計画で対応することとしております。

つきましては、今月、利用権設定の更新がありましたので、促進計画を作成させていただきました。

では、議案の説明に入ります。

今回の促進計画は、更新が2件となっております。計画内容はそれぞれ5年間の契約更新であり、合計面積は2万9,000㎡です。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（山口）

続きまして、議案第5号、非農地通知交付申請について。1番について事務局

から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第5号、番号1番です。議案は12ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町維和字□□△△△番△、地目は畑、面積397㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は20～21ページのとおりで、○○○○○から東の方向、直線距離で約4.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、お手元にあります航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

7番（岩本）

7番、岩本が説明をいたします。

現地は山とほとんど溶け込んでしまっており、反対側は山で雑木が生い茂り、高さによっては10m近く影になります。近所もほとんど耕作を放棄しており、申請はやむを得ないと思います。申請人も同行して、浦田推進委員と3人で検討した結果、もう仕方がないということで結論に至っております。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

議案第5号、番号2番です。議案は同じく12ページです。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□□□△△△△番外5筆、地目は田及び畑、面積合計3,126㎡です。申請場所は図面1ページ⑪、詳細は22～23ページのとおりで、○○○○○から南西の方向、直線距離で約15.2kmの辺りに位置しております。申請地の現状については、お手元の航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（小幡）

議案第5号、2番について、推進委員の小幡が説明します。

ただいま事務局からの説明があったとおりですが、現地確認に行ってきたので説明します。現地はほとんど雑木林になっており、イノシシが掘り起こし境界もあまり分からないような状態で、足を踏み込めるような場所ではなくなってしまっており農地としては活用できない状態でしたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま、非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、議案第5号につきましては申請どおり承認することに決定します。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（山口） 続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について。1番、2番を一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 報告第2号、番号1番です。議案は14ページになります。

届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□□□□△△△△番△△外2筆、地目は田と畑、合計面積1,371㎡です。申請場所は図面1ページ⑭、詳細は26～27ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約10.7kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です。

続きまして、報告第2号、番号2番です。議案は同じく14ページです。

届出人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦字□□△△△△番△外3筆、地目は畑、合計面積3,606㎡です。申請場所は図面1ページ⑮、詳細は28～31ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約12.0kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です。

議長（山口） ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご質問などありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして本日の総会の議案審議を全て終了します。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしく願いいたします。

(録音終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時10分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和5年12月12日

上天草市農業委員会 会長

山口勝喜

上天草市農業委員会 委員

松本光義

上天草市農業委員会 委員

濱崎顯爾